

人権あれこれ

—障がい者が暮らしやすい社会づくり条例「あいサポート条例」について—

鳥取県では、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を制定し、大きく5つの柱を設けています。

- あいサポート条例
5つの柱
- (1) 障がいへの理解とあいサポート運動の推進
 - (2) 障がい者差別の解消
 - (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障
 - (4) 災害時における障がい者支援
 - (5) 障がい者の自立と社会参加の推進



この中から、今回は(4)災害時における障がい者支援について取り上げます。

①日ごろの取り組み（支え愛の地域づくり）

災害時に声かけや避難所への同行などを行える関係を築き、支援を必要とする人の情報を地域の中で確認し、災害に備えましょう。

③避難しているとき（避難所での安全・安心な生活）

障がい者が避難所内をスムーズに移動できるようにしたり、人工透析が必要な人への適切な食事の提供など、安全・安心な生活に配慮します。

②災害が起きたら（安全な避難支援と情報提供）

速やかに障がい者の安否確認と避難支援を行い、災害から身を守るために必要な情報が取得できるように努めましょう。

④災害が起こった後（心のケアと生活相談）

障がい者支援団体や関係者と連携して、被災した障がい者の心のケアや生活に関する相談に応じ、不安を取り除くようサポートします。

障がいのある人とどのようにコミュニケーションを図ればよいのか、話しかけることをためらっていると、障がいのある人は必要な情報が得られぬまま社会的に孤立してしまい、安心して暮らしていくことができません。さまざまな障がいの特性を理解して、温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」をすることで、誰もが安心して暮らしていける社会づくりにつながっていくのではないのでしょうか。



「あの人は認知症だから、困ったものだ」の考えはなくして、地域での人とのつながりと思いやり、支えあいが、高齢社会において何より大切になると思います。

高齢世帯が地域の大部分を占め、ライフスタイルにおいても、老後の不安（健康、先行き、先祖供養など）を考えたらキリがありません。生活も自助力がなくなり、高齢者の皆さんは出来るだけ子どもに迷惑をかけまいと考えています。

高齢者の暮らしと
高齢社会の人権尊重
下榎隣保館生活相談員 西村千秋

『第44回日野町解放文化祭』
開催のお知らせ
テーマ：「暮らしの中に
人権の輪を広げよう！」
日程：11月7日（日）
今年度は、展示を中心に開催します。
※詳しくは、10月20日配布のチラシを
ご覧ください。

対策、お役立ち情報など
押さえておきたい
情報満載！

第3回

獣害対策 アップデート

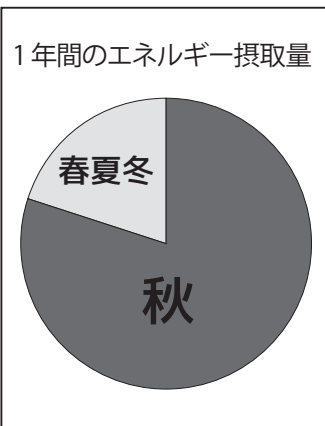


クマの話①食欲の秋

日野郡鳥獣被害対策協議会
川野風花【問合せ】電話 72-1399



秋といえば、食欲の秋！食べたい気持ちがいっぱい！でも、どうして「食欲」の秋？一説によると、寒い冬に備えて栄養を蓄えようとする本能から、秋は食欲が増加してしまうそうです。冬に備えるのは、どの動物たちも同じで、秋になると食べ物を探し活発に行動するようになります。



クマの主食は、堅果類といわれるドングリやブナの実などです。秋の間は一日5000キロカロリーほど摂取すると、成人男性の一日平均摂取カロリーの約2倍以上！ドングリに換算すると、約3000個〜4000個：大変な数です。ちなみに柿で換算すると約50個で賄えます。つまり、一個あたりの糖質や資質の高い、高カロリーな食べ物なら効率的に必要なエネルギーを摂取できるわけです。人の生活圏には柿や栗だけではなく、生ごみなどの高カロリーな食べ物がいっぱいあります。町にクマが出没するのはこのためかもしれませんね。

日野郡ではまだ生息数も少なく問題にはなっていませんが、今後増えていくかもしれません。なので、次回はクマとの「付き合い方」についてお話しします。

～こんにちは、消費生活相談員です～
知って安心！消費生活のはなし



一本当に必要な工事？
よく考えて、すぐに
決めないで！



塗装工事、屋根工事などの訪問販売業者に注意！

〈相談事例〉「近くで工事している」と業者があいさつに来た。我が家のひさしが少しおかしいと言って「屋根に上がらせてくれ」との事で了解した。すると「瓦が全体的にかなりずれて緩くなっている。早めに補修したほうが良い」との話で承諾。工事は、自分が仕事で留守のうちに済まされ、50万円を請求されている。契約書にはクーリング・オフも明記してあり、何の疑いもなかったが、終わってみると本当に必要な工事だったのかと疑問を感じている。(県西部在住 60代)

アドバイス

外出自粛などで、在宅率が高いせいなのか、訪問販売での自宅の修理にかかわる相談が入っています。事例のような屋根工事のほかに、「お盆の前に外壁を塗装してもらったが高額だった」という例もあります。訪問販売の場合、業者から契約書を受け取ってから8日間は一方的に解約を申し出できる「クーリング・オフ制度」がありますが、期間が過ぎると簡単には解約はできません。高額というだけでは解約理由とはなりにくいので、契約前には十分検討が必要です。



一人で悩まず、相談は役場産業振興課内、消費生活相談窓口（電話 72-0336）
または局番なしの188にご連絡を！

※消費者ホットライン「188(いやや!)番」は、最寄りの市町村や都道府県の消費生活センターなどを案内する、全国共通の3桁の電話番号です。